

九州地区協議会幹事会内規

【名 称】

第1条 この会は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）西地区部会（以下「部会」という。）九州地区協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

【目 的】

第2条 幹事会は、協会及び部会ならびに協議会の運営に関して必要な事項を審議、企画し、協議会に提案又は報告を行い、もって協議会加盟館の活動と加盟館職員相互の研鑽及び交流を円滑にすることを目的とする。

【幹事会の構成、任期及び選出方法】

第3条 幹事会は、地区選出幹事校4校と職務上幹事校2校をもって構成する。

地区選出幹事校は「九州地区大学図書館協議会総会運営に関する細則」に規定する地区区分から選出する。

福岡北部地区	1校
福岡南部地区	1校
九州中部地区	1校
九州南部地区	1校

地区選出幹事校の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

職務上幹事校は次のとおりとする。

九州地区理事校	1校
前九州地区理事校	1校（隔年毎）
次期九州地区理事校	1校（隔年毎）

九州地区理事校の職務上幹事校の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの理事校就任期間の2年間とする。前任理事校は理事校退任後1年間、次期理事校は理事校就任前1年間とし、期間は該当年度の4月1日より翌年3月31日までとする。

必要に応じ、その他の加盟館に出席を求めることがある。

第1号の幹事校選出基準は、別に定める。

【幹事会の運営等】

第5条 幹事会は九州地区理事校が招集し、その議長となる。

2 幹事会は年2回以上開催するものとする。

3 九州地区理事校は、幹事校の3分の1以上の請求があるときは、幹事会を招集しなければならない。

【処理事項】

第6条 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 協会に関する事項
- (2) 部会に関する事項
- (3) 協議会に関する事項
- (4) 研究会に関する事項
- (5) その他、必要な事項

【事務局】

第7条 幹事会の事務局は、九州地区理事校内に置く。

【経費】

第8条 幹事会開催に必要な経費は、原則として幹事校による幹事会参加費による。

【改廃】

第9条 この内規の改廃は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、1997（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

第3条第1号に関する申し合わせ

- (1) 同一年度に大規模大学が偏ったり、小規模大学だけになったりすることを避けるため、「九州地区協議会役員校等ローテーション」は採用せず、各地区の中で学校名の50音順による。
- (2) 事情により地区内で選出を入れ代わる場合は、当事者校による協議を経て、九州地区理事校に届け出る。

附 則

第3号第2号に関する申し合わせ

- (1) 当分の間、従来どおりのローテーションによる。
- (2) 地区選出幹事校と職務上幹事校が同一大学に重なったときは、職務上幹事校の職務、任期等を優先する。

附 則

第5条に関する申し合わせ

幹事会は、処理事項の内容により、通常年2回程行うことが望ましく、九州地区理事校はそれを踏まえて幹事会を招集する。

- (1) 第1回を春季（5月頃）、第2回を冬季（12月頃）にそれぞれ開催することが望ましい。その場合、次の開催要領による。
 - 第1回は、原則として、当年度九州地区研究会当番校内で開催する。よって、研究会当番校は幹事会会場を提供し、出席する。
 - 第2回は、原則として、次期協議会当番校内で開催する。よって、次期協議会当番校は幹事会会場を提供し、出席する。また、九州地区理事校の引き継ぎに係わる場合は、次期九州地区理事校は出席する。
- (2) 上記（1）以外の幹事会は、必要に応じて適当な会場において開催する。

附 則

この内規は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

以 上